

平成29年度白老町商工会リフォーム等促進助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、白老町内における建築物の安全性、耐久性及び居住性の向上に係る改修工事の費用の一部を助成することにより、中小建設業の受注機会を拡大するとともに、町民が安心して快適に暮らすための住環境の整備及び象徴空間開設を見据えた店舗の改修を促進し、もって定住の促進並びに地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 戸建ての住宅及び店舗をいう。
- (2) 改修工事 建築物の増築、改築及び修繕のうち別表に掲げる工事をいう。
- (3) 耐震診断 次のいずれかに該当する方法による建築物の地震に対する安全性の評価をいう。

ア 財団法人日本建築防災協会が定める木造住宅の耐震診断と補強方法に基づく一般診断法、精密診断方法又はこれらと同等の耐震診断方法

イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年国土交通省告示第184号）第一に規定する建築物の耐震診断の指針による耐震診断方法又はこれらと同等以上の効力を有すると認めた方法

(助成の内容)

第3条 商工会長は町内建築物の改修工事にかかる費用の一部を助成するため、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

2 前項の規定による助成金の交付は、同一の建築物又は同一人及び同一法人について1回限りとする。

(助成の対象者)

第4条 助成を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 白老町に住所を有する個人又は法人であること。
- (2) 改修工事を行う建築物の所有者であって、かつ、当該建築物に現に居住又は営業活動を行っている者であること。

(3) 町税・使用料等の滞納が無いこと。

(助成の対象工事)

第5条 助成の対象となる改修工事は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 改修工事に要する費用が40万円以上（消費税を除く。）であること。
- (2) 第16条に規定する資格登録業者が施工する改修工事であること。
- (3) この要綱の施行日以降新たに着手する改修工事であって、かつ平成30年2月15日までに完了するものであること。

2 耐震化の助成の対象となる建築物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築された、町内に存する建築物であること（第2号及び第3号に該当する場合を除く）。
- (2) 木造にあつては、耐震診断の上部構造評点が1.0未満であること。
- (3) 木造以外にあつては、耐震診断の構造耐震指標が0.6未満であること。

3 第1項第1号に規定する改修工事に要する費用には、次に掲げる額は含まないものとする。

- (1) 白老町水洗便所改造資金貸付条例（昭和49年条例第8号）に基づく資金の貸付けの対象となる費用の額
- (2) 白老町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成18年訓令第9号）に基づく補助金の交付の対象となる費用の額
- (3) 白老町住宅改修費給付事業実施要綱（平成18年訓令第21号）に基づく住宅改修費の給付の対象となる費用の額
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の支給の対象となる費用の額
- (5) 第1号から第4号のほか、国、北海道、白老町、その他公共的団体の助成等を受ける費用の額

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、改修工事に要する費用（消費税を除く。）の10分の1以内の額とし、その限度額は20万円とする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(助成金の申請)

第7条 この要綱により助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて商工会長に申請しなければならない。

- (1) 申請者（改修工事を行う建物の所有者）の住民票又は商工会員以外の法人が申請者の場合は登記事項証明書等
- (2) 建物の所有者を明らかにする書類（共有者がいる場合は、共有者全員の氏名及び住所が確認できるもの）
- (3) 前号において建物の共有者が他にいる場合は、改修工事施工同意書（様式第2号）
- (4) 町税・使用料等の情報提供に係る同意書（様式第3号）
- (5) 工事請負契約書の写し
- (6) 工事見積書の写し（助成対象工事と他の工事を分けたもの）
- (7) 工事箇所の図面及び写真（施工前の状況がわかるもの）
- (8) 耐震化工事にあっては耐震診断書の写し

（助成金の交付決定）

第8条 商工会長は、第7条の申請を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、助成金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（事業の変更）

第9条 申請者は、前条の交付決定を受けた後に、改修工事に要する経費又は工事の内容を変更しようとするときは、変更申請書（様式第5号）に変更内容が確認できる書類を添えて、商工会長に申請しなければならない。ただし、工事内容の軽微な変更であり、助成金の交付決定額に変更がない場合はこの限りでない。

2 商工会長は、前項の申請があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、変更承認決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（事業の取り下げ）

第10条 申請者は、交付決定を受けた事業を取り下げるときは、事業取下届（様式第7号）に交付決定通知書を添えて、商工会長に届け出なければならない。

（事業完了の届出）

第11条 申請者は、事業完了後14日以内に事業完了届（様式第8号）に、日付入

りの工事完成写真（見え隠れ部分については施工中の日付入り写真を含む。）及び領収書類を添えて、商工会長に届け出なければならない。

（完了検査）

第12条 商工会長は、前条の事業完了の届出を受けたときは、届出を受けた日から14日以内に当該工事の完了検査を行わなければならない。なお、検査にあたっては、必要に応じ現地確認を行うものとする。

2 商工会長は、前項の完了検査により適正に事業が行われたと認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金の額確定通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の支払い）

第13条 商工会長は、前条の完了検査により適正に工事が行われたと認めるときは、検査後14日以内に申請者に助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第14条 商工会長は、申請者が助成金の交付条件に違反したとき、その他助成金の交付を行うことが不相当と認めたときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

2 商工会長は、前項の規定により、助成金の交付決定を取り消したときは、交付決定取消通知書（様式第10号）により交付決定者に通知するものとする。また既に助成金を交付しているときは、助成金返還命令書（様式第11号）により返還を命ずるものとする。

3 前項の規定により、助成金の返還命令の通知を受けた者は、当該通知を受理した日から30日以内に助成金を返還しなければならない。

（業務の委任）

第15条 商工会長は、次に掲げる業務について、必要に応じ白老町に委任するものとする。

- (1) 助成事業に関する相談及び助言
- (2) 第7条第4号に関する町税等の調査及び情報提供
- (3) 第7条第6号に関する工事見積書の審査
- (4) 第12条に定める完了検査

（施工業者の資格登録）

第16条 この要綱に基づく改修工事の施工業者は、白老町商工会又は白老建設協会の会員（町内に事業所、営業所等を置く会員に限る。）であって、かつ商工会長の資格登録を受けている者とする。

2 前項の資格登録を受けようとする者は、資格登録申請書（様式第12号）により、商工会長に申請しなければならない。

3 商工会長は、前項の申請があった場合は、内容を審査し、適格者と認めた場合は、その結果を資格登録通知書（様式第13号）により当該施工業者に通知するとともに、資格を有する者の名簿に登録するものとする。

附 則

1 この訓令は、平成29年4月1日から施行し、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第2条関係)

区分	改修工事の内容
増築	既存の建物部分がない場所に新たに建物を建築することにより、建物の面積が増加する工事
改築	既存の建物の一部を取り壊し、その場所に改めて建物の一部を建築する工事
修繕	<p>1 建物の耐久性を高めるための工事で、次に掲げる工事</p> <p>(1) 基礎、土台、外壁、柱、ひさし、屋根、とい、床、内壁、天井等の修繕工事</p> <p>(2) 塗装工事</p> <p>(3) 建物のかさ上げ工事又は床を高くする工事</p> <p>(4) その他耐久性を高めるために必要な工事</p> <p>2 建物の安全上又は防災上必要な工事で、次に掲げる工事</p> <p>(1) 基礎若しくは土台の敷設工事又は補強工事</p> <p>(2) 柱、はり等について有効な補強を行う工事</p> <p>(3) 筋かい、火打等による補強工事</p> <p>(4) 外壁を防火構造等とする防火性能を高める工事</p> <p>(5) 屋根を不燃材料でふき替える等の工事</p> <p>(6) 避難設備、防火設備及び換気設備の設備工事</p> <p>(7) その他耐震性能向上、安全上又は防災上必要な工事</p> <p>3 建物の居住性を良好にするための工事又は衛生上必要な工事で、次に掲げる工事</p> <p>(1) 間取りの変更等模様替えを行う工事</p> <p>(2) 開口部等を設ける工事</p> <p>(3) 台所、浴室又は便所を改良する工事</p> <p>(4) 建具の取替え等の工事</p>

	<ul style="list-style-type: none">(5) 壁紙の張替え工事(6) 断熱構造化工事及び遮音工事(7) スロープ、手摺りの設置、滑りづらい床材への変更、建具の改修又は段差を解消するなどバリアフリー化のための工事(8) その他建物の居住性を良好にするため、又は衛生上必要な工事
4	<p>環境負荷軽減に資する工事で、次に掲げる工事</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 高断熱化工事及び高气密化工事を行う工事(2) 太陽光パネル設置等による二酸化炭素排出量の低減に必要な工事(3) その他環境負荷軽減に資する工事

